

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人鹿児島大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

国立大学法人鹿児島大学の主要業務は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するに当たって、国家公務員、他の国立大学法人のうち、常勤職員数(当該法人約2700人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、以下の法人等を参考とした。

(1) 国立大学法人・・・同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施している同規模の総合大学。
公表資料によれば令和4年度の長の年間報酬額は、同等であり、公表対象年度役員報酬規程により支給される本俸額は1,038,000円、理事、監事についても本法人と同等と推定される。

(2) 事務次官年間報酬額・・・23,235千円

② 令和5年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、期末特別手当の額に文部科学省国立大学法人評価委員会の業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度を総合的に勘案し、その者の職務実績に応じて10/100の範囲内で期末特別手当の額に学長が定める割合を増減できている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和5年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、国立大学法人鹿児島大学役員報酬規則に則り、本給月額1,038千円を支給している。期末特別手当についても国立大学法人鹿児島大学役員報酬規則に則り、本給月額に地域手当及び広域異動手当を加えた額に100分の20を乗じて得た額及び本給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の割合を乗じて得た額としている。

なお、令和5年度においては、給与法指定職の改定に準じて次の改定を行った。

令和5年4月1日改正

・令和5年6月期以降の期末特別手当の支給割合を0.025月分引下げ

令和6年1月25日改正

・本給月額を引上げ(令和5年4月1日適用)

・令和5年12月期以降の期末特別手当の支給割合を0.1月分引上げ
(令和5年12月1日適用)

理事

役員報酬支給基準は、法人の長と同様。月額については、国立大学法人鹿児島大学役員報酬規則に則り、本給月額708千円、763千円、820千円に各手当を加算して支給している。期末特別手当については法人の長と同様。

なお、令和5年度における改定内容は法人の長と同様。

理事(非常勤)

非常勤役員報酬支給基準は、月額としている。月額については、国立大学法人鹿児島大学役員報酬規則の別定に則り、月額150千円としている。

監事

役員報酬支給基準は、法人の長と同様。月額については、国立大学法人鹿児島大学役員報酬規則に則り、本給月額708千円に各手当を加算して支給している。期末特別手当については法人の長と同様。

なお、令和5年度における改定内容は法人の長と同様。

監事(非常勤)

非常勤役員報酬支給基準は、月額としている。月額については、国立大学法人鹿児島大学役員報酬規則の別定に則り、月額150千円としている。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和5年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	17,573	12,456	5,117	0 ()			※
A理事	12,917	9,156	3,761	0 ()	4月1日		※
B理事	12,967	9,156	3,761	50 (通勤手当)			※
C理事	12,941	9,156	3,761	24 (通勤手当)			※
D理事	13,906	9,840	4,042	24 (通勤手当)	4月1日		※
E理事	14,132	8,496	3,779	849 (広域異動手当) 984 (単身赴任手当) 24 (通勤手当)		3月30日	◇
F理事 (非常勤)	1,800	1,800	0	0 ()			
G理事 (非常勤)	1,800	1,800	0	0 ()			
A監事	12,036	8,496	3,490	50 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	1,800	1,800	0	0 ()			

注1:「広域異動手当」とは、国の機関、独立行政法人職員等から引き続き役員となった者で、異動等前後の勤務箇所間の距離及び異動等の直前の住居と異動後の直後の勤務箇所との間の距離がいずれも60km以上である場合に支給されるものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

鹿児島大学は、「進取の精神」・「進取の気風」を基本理念の中核として掲げ、それを涵養する大学のあり方を明らかにするため、平成19年に鹿児島大学憲章を制定し、「学問の多様性を堅持しつつ、自主自律と進取の精神を尊重し、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学」を目指している。特に教育においては、「高い倫理性と社会性を備え、向上心を持って自ら困難に立ち向かい、国際社会で活躍しうる人材を育成する」ことを掲げ学長のリーダーシップの下で推進している。そうした中で鹿児島大学の学長は、職員数約2700名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬36,138千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,235千円と比べてもそれ以下となっている。鹿児島大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言える。また、他の同規模の地方総合大学の長の報酬水準と同水準となっている。こうした職務内容の特性や他の国立大学法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

理事は学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行うこととなっている。理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬36,138千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額22,235千円と比べてもそれ以下となっている。また、他の同規模の地方総合大学の理事の報酬水準と同水準となっている。こうした職務内容の特性や他の国立大学法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

非常勤理事の報酬水準は、上記理事の月額を勤務日数等を勘案し決定したものであり、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

監事は、国立大学法人の業務を監査することとなっている。監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬36,138千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,235千円と比べてもそれ以下となっている。また、他の同規模の地方総合大学の監事の報酬水準と同水準となっている。こうした職務内容の特性や他の国立大学法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

非常勤監事の報酬水準は、上記監事の月額を勤務日数等を勘案し決定したものであり、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和5年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事A	3,821 (35,637)	4 (39)	0 (0)	R5.3.31	1	※
理事B	3,821 (33,344)	4 (36)	0 (10)	R5.3.31	1	※
理事C (非常勤)	該当者なし					
監事A	該当者なし					
監事B (非常勤)	該当者なし					

- 注1:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄
- 注2:理事A及び理事Bについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	当該理事は、研究担当・国際担当(平成31年4月1日～令和5年3月31日)として研究協力分野では、「研究力向上に向けた環境・組織整備、学外との連携、研究にかかる国の政策や事業等への対応、各種不正防止への対応」、国際関連分野では、「国際担当責任者の役割分担の明確化、学生及び教職員の海外研修プログラムの充実、コロナ禍における国際交流事業の対応について、国際学術交流協定の整備、大学の世界展開力強化事業、文部科学省科学技術人材育成補助事業」、その他の分野では、「IRの推進、SDGsの推進、機構・学内共同教育研究施設の組織改革」に尽力するなど、本学の業務運営に大きく貢献した。当該理事の業績勘案率については、これらの担当業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て「1.0」と決定した。
理事B	当該理事は、総務担当(平成31年4月1日～令和5年3月31日)として「総務、人事、福利厚生、安全衛生・サービス、労務調査などの管理運営及び、男女共同参画推進・ダイバーシティ推進」に尽力するなど、本学の業務運営に大きく貢献した。当該理事の業績勘案率については、これらの担当業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て「1.0」と決定した。
理事B (非常勤)	該当者なし
監事A	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員の退職手当の水準は妥当であると考える。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、期末特別手当の額に文部科学省国立大学法人評価委員会の業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度を総合的に勘案し、その者の職務実績に応じて10/100の範囲内で期末特別手当の額に学長が定める割合を増減できるとしている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人職員の給与水準を検討するに当たって、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別・職種別平均支給額を参考にした。

(1) 国立大学法人・・・法人規模が同等の総合大学

(2) 国家公務員・・・令和5年国家公務員給与等実態調査において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額が404,015円となっており、全俸給表の平均給与月額は412,747円となっている。

(3) 職種別民間給与実態調査において、当該法人と同等の規模や職種の大学卒の平均支給額は次のようになっている。

企業規模500人以上、大学卒、事務・技術関係職種(時間外手当及び通勤手当差引後の額)

事務主任 40歳～44歳 : 403,907円

事務係長 44歳～48歳 : 445,992円

事務課長代理 48歳～52歳 : 491,604円

事務課長 52歳～56歳 : 653,707円

事務部長 56歳～ : 763,782円

企業規模500人以上、医療職種(時間外手当及び通勤手当差引後の額)

看護師 40歳～44歳 : 354,212円

看護師長 52歳～56歳 : 469,796円

総看護師長 56歳～ : 560,560円

限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、組織の合理化・簡素化を行い、職員の抑制を図る。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤務評価の結果等を基礎資料とした勤務成績により、昇給、昇格及び勤勉手当(査定分)における支給割合を決定している。

昇給・・・勤務評価の結果等を踏まえ、勤務成績が特に良好である場合、上位の号給に昇給させることができる。

昇格・・・特に勤務成績が優秀で、かつ、昇格基準に達している場合、1級上位の級に昇格させることができる。勤務成績不良等の場合には、下位の級に降格させることができる。

勤勉手当・・・基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給割合を決定する。

③ 給与制度の内容及び令和5年度における主な改定内容

国立大学法人鹿児島大学職員給与規則に則り、本給及び諸手当(管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、産業医手当、主幹教諭手当、研究力向上手当、幼稚園教育体制支援手当、クロスアポイントメント手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、分娩手当、救急勤務医手当、ヘリコプター搭乗手当、緊急手術等手当、看護職員等処遇改善手当、冬季傭船業務従事手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当)としている。

期末手当は、期末手当基礎額(本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額)に、100分の125を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当は、勤勉手当基礎額(本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額)に、学長が別に定める基準に従って定める割合に基準日以前6月以内における職員の勤務期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、令和5年度においては、主に次の改定を行った。

令和5年4月1日改正

- ・給与法の改正に準じて、令和5年6月期以降の勤勉手当の支給割合を0.05月分引下げ

令和5年9月28日改正

- ・クロスアポイントメント制度適用教員へのインセンティブとしてクロスアポイントメント手当を導入

令和6年1月25日改正

- ・給与法の改正に準じて、以下のとおり改定
 - 本給表水準を平均1.1%引上げ(令和5年4月1日適用)
 - 初任給調整手当を引上げ(令和5年4月1日適用)
 - 令和5年12月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分ずつ引上げ(令和5年12月1日適用)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和5年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 1484	歳 46.7	千円 6,749	千円 4,904	千円 43	千円 1,845
事務・技術	人 383	歳 43.5	千円 5,602	千円 4,099	千円 60	千円 1,503
教育職種 (大学教員)	人 601	歳 52.4	千円 8,281	千円 5,951	千円 38	千円 2,330
医療職種 (病院看護師)	人 268	歳 43.9	千円 5,706	千円 4,208	千円 33	千円 1,498
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
海事職種	人 11	歳 43.6	千円 7,438	千円 5,459	千円 0	千円 1,979
海技職種	人 14	歳 38.5	千円 5,353	千円 3,951	千円 0	千円 1,402
教育職種 (附属高校教員)	人 24	歳 41.4	千円 6,981	千円 5,145	千円 43	千円 1,836
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 57	歳 38.2	千円 6,107	千円 4,538	千円 43	千円 1,569
医療職種 (病院医療技術職員)	人 126	歳 41.7	千円 5,484	千円 4,007	千円 47	千円 1,477

注1: 在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「医療職種(病院医師)」は該当者がいないため省略した。

注3: 「技能・労務職種」とは、実験助手、自動車運転手、ボイラー技士、調理師、園丁、洗濯員の業務を行う職種を示す。

注4: 「技能・労務職種」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、常勤職員全体の数値からも除外している。

注5: 「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

注6: 「海技職種」とは、小型船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。

注7: 「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注8: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

常勤職員 (年俸制)	人 204	歳 46.6	千円 7,622	千円 5,770	千円 38	千円 1,852
教育職種 (大学教員)	人 204	歳 46.6	千円 7,622	千円 5,770	千円 38	千円 1,852

注: 「事務・技術」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」は該当者がいないため省略した。

任期付職員	人 66	歳 47.1	千円 4,254	千円 3,308	千円 48	千円 946
特任職員	人 66	歳 47.1	千円 4,254	千円 3,308	千円 48	千円 946

注1: 「事務・技術」、「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」は該当者がいないため省略した。

注2: 「特任職員」とは、学長が特に必要であると認める教育研究上の業務又は大学の運営に従事させるために雇用する職員を示す。

任期付職員 (年俸制)	人 4	歳 57.8	千円 6,285	千円 4,830	千円 0	千円 1,455
特任職員	人 4	歳 57.8	千円 6,285	千円 4,830	千円 0	千円 1,455

注1: 「事務・技術」、「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」は該当者がいないため省略した。

注2: 「特任職員」とは、学長が特に必要であると認める教育研究上の業務又は大学の運営に従事させるために雇用する職員を示す。

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	45	63.1	3,277	2,756	61	521
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	41	63.1	3,221	2,707	63	514
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	62.5	3,854	3,259	39	595
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
海技職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

注1:「教育職種(大学教員)」及び「医療職種(医師)」は該当者がいないため省略した。

注2:「技能・労務職種」とは、実験助手、自動車運転手、ボイラー技士、調理師、園丁、洗濯員の業務を行う職種を示す。

注3:「海技職種」とは、小型船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。

注4:「技能・労務職種」、「海技職種」及び「医療職種(病院医療技術職員)」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、再任用職員全体の数値からも除外している。

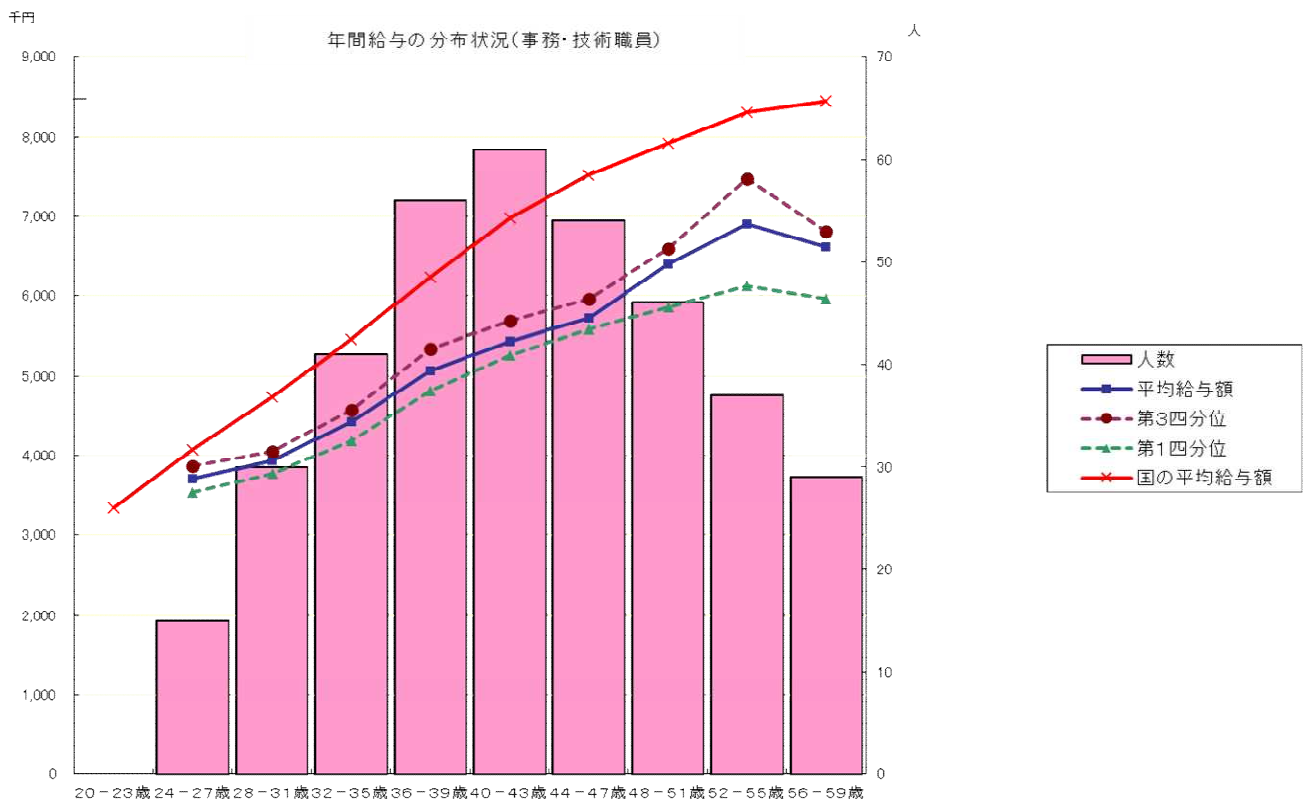
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	300	32.6	4,277	3,266	32	1,011
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	21	43.2	3,979	2,980	47	999
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	52.1	7,439	5,466	47	1,973
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	10	28.1	3,481	3,481	16	0
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	186	29.1	4,471	3,355	27	1,116
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	15	39.8	2,568	2,137	43	431
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	49	32.7	4,368	3,270	40	1,098
特任職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	12	51.3	2,370	2,325	25	45

注1:「技能・労務職種」とは、実験助手、自動車運転手、ボイラー技士、調理師、園丁、洗濯員の業務を行う職種を示す。

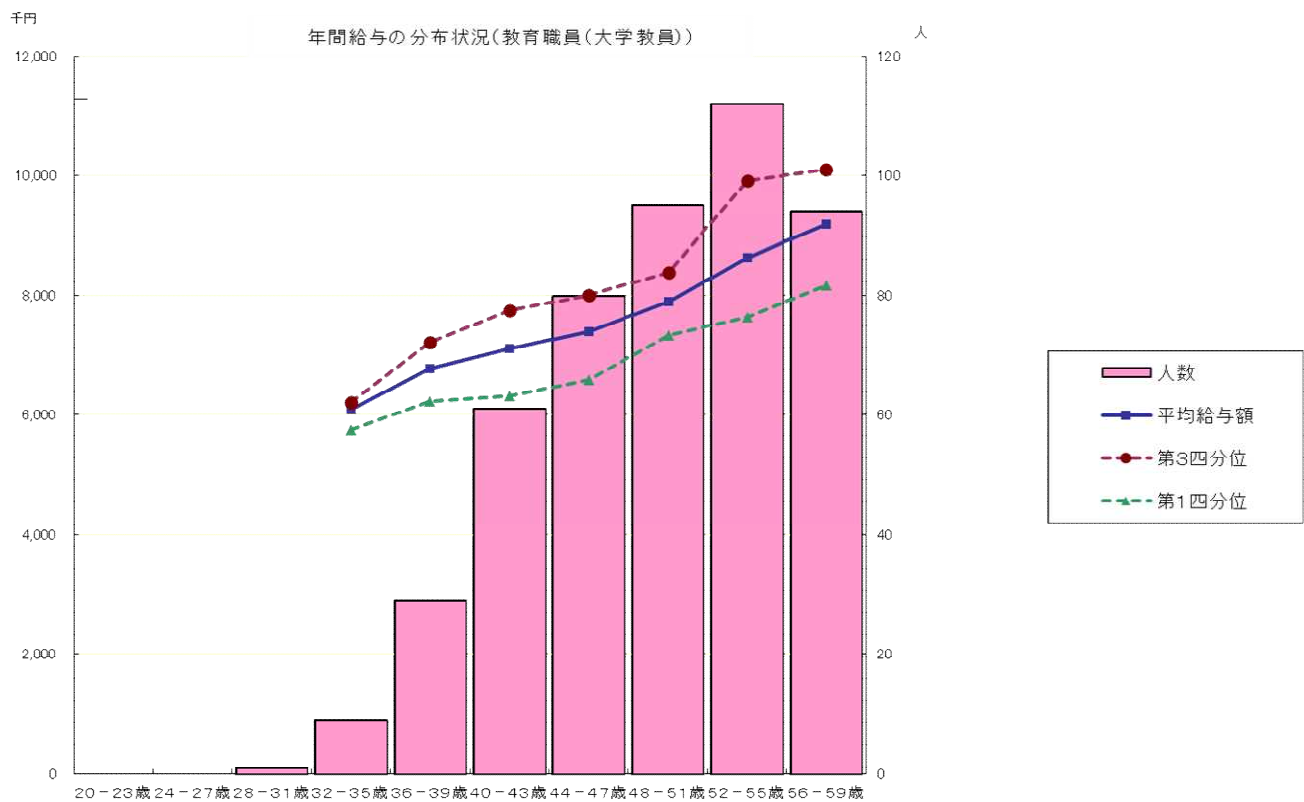
注2:「特任職員」とは、学長が特に必要であると認める教育研究上の業務又は大学の運営に従事させるために雇用する職員を示す。

注:「在外職員」は該当者がいないため省略した。

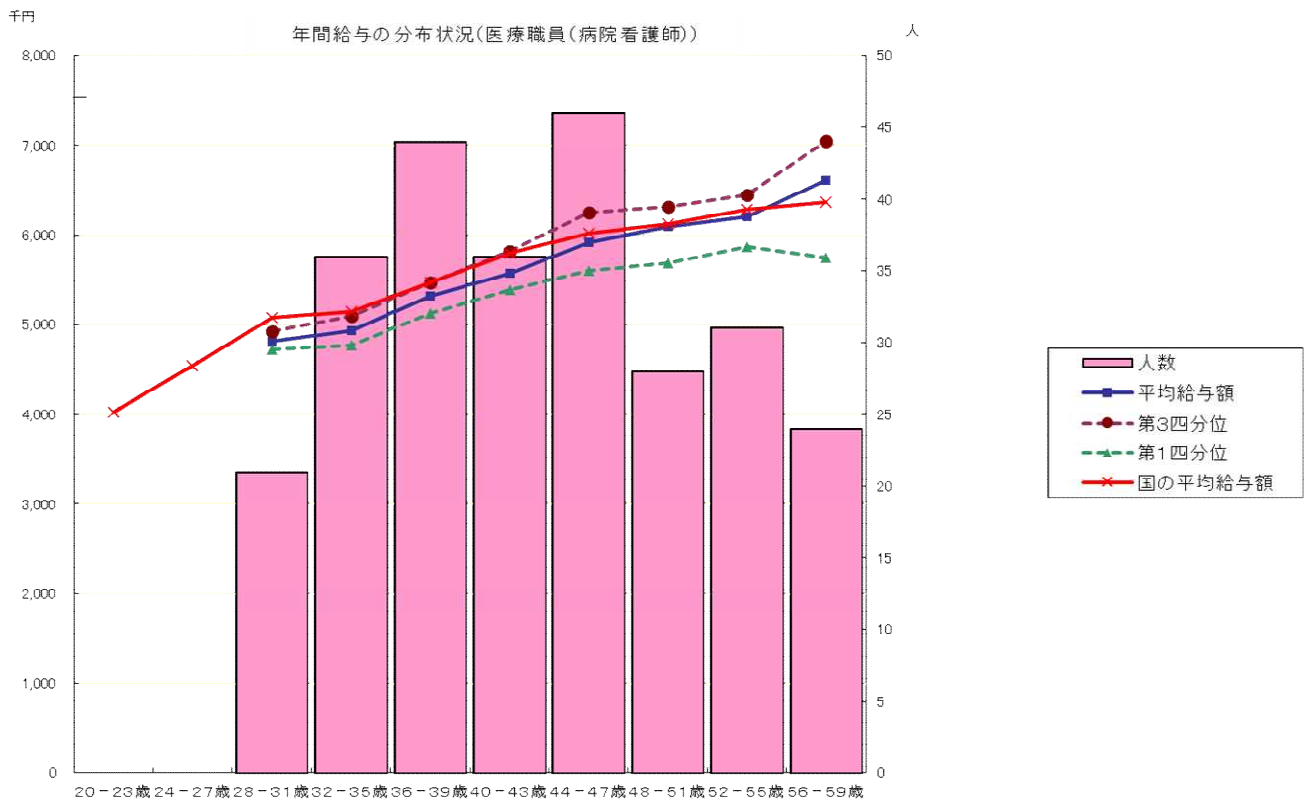
② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。



注:年齢28~31歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。



③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
<代表的職員>	人	歳	千円	千円
部長	6	56.8	8,968	11,774～7,315
課長	27	53.3	7,550	9,270～6,267
課長補佐	41	51.3	6,422	7,125～5,330
係長	156	46.0	5,785	8,179～4,256
主任	67	41.6	5,110	5,958～4,106
係員	86	32.8	4,147	5,145～3,316

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
<代表的職員>	人	歳	千円	千円
教授	201	58.3	9,860	12,126～8,442
准教授	205	51.4	8,099	9,399～6,811
講師	52	48.4	7,473	8,460～6,073
助教	139	46.7	6,479	7,540～5,525
助手	2	—	—	—
教務職員	2	—	—	—

注:「助手」及び「教務職員」の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額は記載していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
<代表的職員>	人	歳	千円	千円
看護部長	1	—	—	—
副看護部長	6	57.8	7,642	7,939～7,431
看護師長	30	52.0	6,508	7,046～5,560
副看護師長	71	46.4	5,943	6,728～5,170
看護師	160	40.6	5,304	6,287～4,412

注:「看護部長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額は記載していない。

④ 賞与(令和5年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 54.2	% 54.2	% 54.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 45.8	% 45.8	% 45.8
	最高～最低	% 53.7～42.4	% 53.5～42.0	% 53.6～43.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 55.3	% 55.0	% 55.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 44.7	% 45.0	% 44.8
	最高～最低	% 49.8～40.9	% 49.8～41.3	% 48.6～41.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 53.0	% 52.2	% 52.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 47.0	% 47.8	% 47.4
	最高～最低	% 55.1～42.7	% 55.9～43.4	% 54.8～43.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 55.2	% 54.9	% 55.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 44.8	% 45.1	% 45.0
	最高～最低	% 54.6～32.5	% 51.9～41.2	% 53.3～38.7

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 52.8	% 50.6	% 51.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 47.2	% 49.4	% 48.4
	最高～最低	% 55.9～44.4	% 55.7～47.0	% 55.8～46.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 54.9	% 54.8	% 54.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 45.1	% 45.2	% 45.1
	最高～最低	% 49.8～40.8	% 49.8～41.2	% 49.8～41.0

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 80.1 ・年齢・地域勘案 89.5 ・年齢・学歴勘案 79.3 ・年齢・地域・学歴勘案 88.9 (参考) 対他法人 92.8
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 27.77%】 (国からの財政支出額 173億円、支出予算の総額 626億円:令和5年度予算)</p> <p>【累積欠損額について 0円(令和4年度決算)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 26.32%】 (支出総額 55,505百万円、給与・報酬等支給総額 14,610百万円:令和4年度決算)</p> <p>【管理職の割合 8.94%(常勤職員369人中33人)】</p> <p>【大学卒以上の高学歴者の割合 77.77%(常勤職員369人中287人)】</p> <p>【検証結果】 本学の給与水準は、国家公務員の給与水準を考慮したものであり、上記の状況、指数の状況から適切であると考えます。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	引き続き、適切な給与水準の設定に努める。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 98.0 ・年齢・地域勘案 101.8 ・年齢・学歴勘案 98.2 ・年齢・地域・学歴勘案 101.2 (参考) 対他法人 96.1
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p>【管理職の割合 2.63%(常勤職員266人中7人)】</p> <p>【大学卒以上の高学歴者の割合 45.86%(常勤職員266人中122人)】</p> <p>その他については上記事務・技術職員と同様</p> <p>(文部科学大臣の検証結果)</p> <p>法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員 の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性につ いて、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に關 する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定))</p> <p>当該法人は、国家公務員の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合 的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水 準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続 き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	引き続き、適切な給与水準の設定に努める。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

84.4

(注) 上記比較指標は、法人化前の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、令和4年度の
教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

一般職

○22歳(大卒初任給、係員)

月額 196,200円 年間給与 2,918,082円

○35歳(大卒、主任)

月額 277,100円 年間給与 4,611,218円

○50歳(大卒、課長代理)

月額 367,000円 年間給与 6,188,352円

教育職

○27歳(博士修了初任給、助教)

月額 301,800円 年間給与 4,488,670円

○35歳(博士修了、助教)

月額 325,000円 年間給与 5,408,324円

○50歳(博士修了、准教授)

月額 447,100円 年間給与 7,538,998円

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者:6,500円、子1人:月額
10,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

勤務評価の結果等を基礎資料とした勤務成績により、昇給、昇格及び勤勉手当(査定分)における支給割合を決定している。

昇給 ……勤務評価の結果等を踏まえ、勤務成績が特に良好である場合、上位の号給に昇給させることができる。

昇格 ……特に勤務成績が優秀で、かつ、昇格基準に達している場合、1級上位の級に昇格させることができる。勤務成績不良等の場合には、下位の級に降格させることができる。

勤勉手当……基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給割合を決定する。

III 総人件費について

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 14,610,262	千円 14,584,812	千円	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 1,199,687	千円 966,056	千円	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 6,490,490	千円 6,662,003	千円	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 3,112,083	千円 3,180,209	千円	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 25,412,523	千円 25,393,081	千円	千円	千円	千円

注1: 中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

注2: 「非常勤役職員等給与」及び「福利厚生費」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額及び法定福利費の合計額と一致しない。

注3: 最広義人件費、各内訳について、千円未満切捨てのため、最広義人件費と各内訳の合計額は一致しない。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

・「給与、報酬等支給総額」については、教職員の採用抑制、人件費削減計画の実施等により、対前年度比0.17%の減となった。

・「最広義人件費」については、上記「給与、報酬等支給総額」の減額、「退職手当支給額」の減額等により、前年度比0.07%の減となった。

IV その他

教育職員(大学教員)の定年年齢は65歳である。事務・技術職員、医療職員(病院看護師)、技能・労務職員、海事職員、海技職員、教育職員(附属高校教員)、教育職員(附属義務教育学校教員)、医療職員(病院医療技術職員)については、令和5年4月1日に定年年齢を60歳から65歳に引き上げた。定年年齢の引き上げに伴い、同職員については、60歳に達した管理監督職の職員は非管理監督職に降任する制度を設けているほか、職員の本給について61歳に達する年度から7割水準とすることとした。